

農林水産商工常任委員会資料

(令和6年9月17日)

# 陳情6年農林水產第38号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

## 陳 情 文 書 表

議 会 資 料

## 陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年-38 ( R6.9.6 )	農 林 水 產	主食用米の安定供給に係る意見書の提出について	△

## ▶陳情事項

主食用米の安定供給に係る意見書の提出をすること。

## ▶陳情理由

全国のスーパーから、米が消えた。いわば、令和の米騒動というべき様相を呈し、多くの消費者は買いだめに走った。まるで、オイルショック時のティッシュペーパーの買いだめを思わせるような事態であるが、主食用米が食卓から消える、深刻な出来事である。

原因としては、もともと昨年の猛暑で収穫量が減っていたところ、地震や台風が立て続けに発生し、消費者が買いだめに走ったとか、インバウンドが原因とか、さまざまな原因が指摘されている。報道で知って、さらに買いだめする悪循環が起きている。

一方、2023年産米の作況指数は101で平年並み。一方、「平成の米騒動」を招いた1993年産米の作況指数は73~74だそうで、極度の不良だった。そうして考えると、今年は、とくに凶作というわけではない。需給の乱れが原因のようである。

米は、これまで5キロ1,500~2,000円くらいが相場だったように思う。ここにきて、その2倍近い、5キロ3,000円ないしそれ以上のケースも見られるようになってきた。物価高で国民が苦しむ中、その追い打ちをかけるような事態になっている。

大阪府の吉村知事は、8月26日、「需給がひっ迫しているのであれば倉庫に眠らせておく必要はない」として、備蓄米を放出するよう政府に求めた。一方、坂本農林水産大臣は「今後順次回復していくものと見込んでいる。民間流通が基本となっているコメの需給や価格に影響を与える恐れがあるため、慎重に考えるべき」と備蓄米の放出に否定的な見解を示している。

そもそも、政府の備蓄米は、1993年の「平成の米騒動」を機に、1995年から始まったもので、毎年約20トンのコメを買い入れ、約5年保管し、保管期限を経過する分は飼料用などとして市場に放出する制度である。緊急放出は、農林水産省内での議論を踏まえ、農林水産大臣が判断し、東日本大震災の際にも行われた。政府が放出に慎重になる背景には、

- 1 実際の放出には時間がかかること
  - 2 今後新米が流通する
  - 3 民間在庫が十分にある
  - 4 価格形成に影響を与えないため
- のようだ。

緊急放出の有無・是非はさておき、「実際の放出に時間がかかる」点は、機動的な放出ができない点、改善の必要があるし、そもそも台風などが起きた際、少しの買いだめが生じれば、途端に需給のバランスが乱れて、民間在庫（農協などの倉庫を含む。）があるのに、店頭に米がないよ

うな状況は、改善の必要がある。

ところで、今回のコメ不足の背景に、これまでの減反政策を指摘する向きもある。政府は、これまで、米の生産を減らして転作すれば、補助金を出してきた。形式的には、2018 年に生産数量目標は終了されたとされるが、その後も、コロナ禍による外食需要の減退や食生活の変化も相まって、収穫量減少は続いている。さらに、追い打ちをかけるのは、燃料や肥料、資材価格などの高騰である。ここに、少しの需給の変化に脆弱な、米の需給が乱れやすい素地があるのかもしれない。食の安全保障を考えても、米の安定供給のため、農家の所得補償についても、踏み込んだ議論が必要なのかもしれない。

については、県議会として、以下を趣旨とする意見書の提出を賜りたく、陳情するものである。

- 1 このたびのコメ不足を受け、主食用米の安定供給のため、民間と連携しながら、備蓄米の放出の在り方を含め、制度の検討を行うこと。
- 2 食の安全保障の観点から、農家の方が安心して米の生産ができるよう、支援制度を拡充すること。

▶提出者

足羽 佑太 (倉吉市)

## 現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

農林水産部（農業振興局生産振興課）

### 【現 状】

- 1 今回的小売店などにおける米の供給不足は、令和5年の猛暑による品質低下で精米時に碎米が発生するなど精米歩留まりが低下したこと、インバウンド需要などの増加により米の需要量が増えたこと、それに加えて8月上旬の南海トラフ地震臨時情報の影響により家庭備蓄などの需要が急激に高まったことなど複合的な要因によると言われている。なお、主食用米の需給状況を表す指標となる令和6年6月末現在の民間在庫量は、前年より41万トン少ない156万トンで、統計を取り始めた平成11年以降で最低であった。
- 2 主食用米の需要量については、令和5年7月から令和6年6月までの1年間の需要実績（速報値）は前年より11万トン多い702万トンとなつたが、昭和40年代に需要と供給が逆転して以降毎年減少が続いており、平成26年以降は毎年10万トン程度の減少となっているのが実情である。また、需要に応じた作付の推進・米価の低下傾向から主食用米の作付面積及び生産量も年々減少を続けており、令和5年産の全国の主食用作付面積は124万ha、収穫量は661万トンであった。
- 3 備蓄米については、平成5年の大凶作（全国の作況指数74）をきっかけに平成7年から法律により国による米穀備蓄が制度化された。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号、以下「食糧法」という。）において、政府は米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄米の機動的な運営を行うこととされており、10年に一度の不作（作況指数92）や通常程度の不作（作況指数94）が2年連続した事態にも対処し得る100万トン程度を備蓄米として運用している。備蓄米の放出に当たっては、大凶作や連続する不作などにより民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する場合において、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定することとなっている。なお、備蓄運営手法については、米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、必要な見直しを行うとされている。
- 4 食料安全保障については、国は令和6年6月5日に改正された「食料・農業・農村基本法」の中で、食料安全保障の確保を基本理念の一つとして位置付け、国内の農業生産の増大と併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態の確保が図られなければならないと規定している。
- 5 米の生産については、国が食糧法の枠組みの下で設定していた生産数量目標が平成30年で廃止され、それ以降、主食用米の需給及び価格の安定を図るために、主食用米の全国の需給見通しを策定、生産者は自らの経営判断により需要に応じた米の生産と販売を行っている。また、水田農業に係る国の経営安定対策としては、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）や収入保険制度の他、海外依存度の高い品目の生産拡大の推進を目的として、麦・大豆・飼料作物等の戦略作物への助成や畑地化による高収益作物の本作化などに対して支援を行っている。

### 【県の取組状況】

1 国による生産数量目標の廃止以降、鳥取県農業再生協議会を通じて、需要見込みに応じた生産数量目標の目安を設定し、主食用米の計画生産を推進している。

<令和6年産主食用米の生産数量目標の目安（鳥取県農業再生協議会）>

県内の販売計画に基づく生産数量（61,855 t）と、国の需給見通し情報に基づく試算（58,872 t）の中間値（60,363 t）を目安としている。

2 「米価の安定に向けた需給調整と水田収益力向上の確実な実施について」継続的に国へ要望している。

<国への主な要望項目>

- ・資材や燃料等の高騰により稲作農家の経営は引き続き厳しい状況であり、所得確保、経営安定に向けて、国として、需給調整の仕組みについて継続的に検証し、実効性ある消費拡大及び米価下落防止対策を一層推進すること。
- ・水田農業の経営安定化を図るため、「水田活用の直接支払交付金」及び「経営所得安定対策等推進事業」等の十分な予算を確保すること。